

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第13回）

日時 令和4年5月30日（月）10：00～12：00

場所 オンライン開催

1. 開会

○石井室長

定刻になりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ第13回および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第15回の合同会議を開催いたします。

皆さま、本日はご多用中のところご出席いただき誠にありがとうございます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たって、ご出席いただいている委員の皆さまへ事務的に3点お願いがございます。

1点目、委員の先生方におかれましては、本委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外、マイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

2点目です。ご発言をご希望の際は、Teamsの会議の手挙げ機能で合図いただくようお願いいたします。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡をいたします。

その他、もし何かご不明点などございましたら、事前に事務局よりご連絡をしておりますメールアドレスまでお知らせください。

それでは、これからの議事進行については山内座長にお願いすることといたします。山内座長、よろしくをお願いいたします。

○山内座長

承知いたしました。

それではこれから開始したいと思いますけれども、本日の合同会議の一般傍聴についてですけれども、コロナウイルスの感染症対策ということでございまして、政府の方針として

インターネット中継をするということになっておりますので、インターネット中継で行いたいと思います。

それから、本日の合同会議では、議題として、再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方について、これは事業者さまにヒアリングをするということにしたいと思います。

それでは、まず、事務局から本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

○石井室長

それではインターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省または国土交通省のホームページにアップロードしておりますファイルをご確認ください。

本日の配布資料については、配布資料一覧にございますとおり、議事次第、委員名簿、資料1、こちらヒアリング参加事業者等一覧ですけれども、それから資料2、一般社団法人日本風力発電協会の資料、資料3、株式会社JERAの資料、資料4、日本風力開発株式会社の資料、資料5、九電みらいエナジー株式会社の資料、資料6、三菱商事エナジーソリューションズ株式会社の資料、資料7、株式会社大林組の資料、資料8、株式会社レノバの資料、資料9、住友商事株式会社の資料、資料10、東京電力リニューアブルパワー株式会社の資料、そして最後に参考資料として、再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等についてということで、前回の合同会議の資料をご用意しております。配布資料については以上でございます。

2. 説明・自由討議

再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方に関するヒアリング

○山内座長

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方に関するヒアリングということでございまして、本日は一般社団法人日本風力発電協会と、それから、この入札の第1ラウンドの公募に参加していただいた12コンソーシアムあるわけですけれども、その代表企業である8事業者の方、合計9社になります。9団体からご参加いただいております。各社で順番にご説明いただいて、その後、委員の皆さまで事業者の説明に対しての質疑応答ということにしたいと思います。これから先、ヒアリングの進行については事務局でお願いしたいと思いますけれども、なにぶん事業者が多いわけございまして、その辺、スムーズに進行といたしますか、ご配慮いただければと思います。

それでは事務局、よろしくお願いたします。

○石井室長

それでは、これから順番に指名させていただきますので、ご説明をお願いします。各団体、各社、1社当たり5分ずつということにしておりますので、時間厳守でよろしくお願いたします。

します。

まず始めに、一般社団法人日本風力発電協会からよろしくお願ひいたします。

○一般社団法人日本風力発電協会

祓川でございます。聞こえますでしょうか。

○石井室長

聞こえております。

○一般社団法人日本風力発電協会

それでは、協会からの意見および要望を述べさせていただきます。

まずは2ページでございますが、見直しの方向性についての基本的な考え方ということでございます。2030年度までに5.7GW以上の運転を開始するというエネルギー基本計画をきちんと達成するためには、過渡的には早期運転開始と国内産業基盤形成に重点を置くべきと考えております。

それから、促進区域の規模と数。ここに示しております英国のスコットランドほどではないにしても、日本の規模は他国の案件と比べましても小さいということもありますし、数も少ないということですので、500MW以上複数案件ということを毎年実施していただきたいと考えております。

(1) 評価の大枠と配点の考え方。協会といたしましては、価格点120点、そのうちの明細は、供給価格80点、事業計画の迅速性40点とし、事業の実現性120点については、事業実施能力60点、地域調整、波及効果60点とすべきと考えております。また、重要な運転開始時期は価格点に含めて評価し、事業実現性については最高点の事業者を自動的に120点に換算する方式を導入すべきと考えております。

3ページに入ります。資料1の7ページについて、運転開始前15点、運転開始後5点という配点をお考えのようですが、逆ではないかと、運転開始後に比重を置いた得点配分にするべきと考えております。

それから、事業計画の迅速性、先ほど申し上げましたが、最速の提案を40点とし、月単位で評価し、24カ月を超えたものについては0点とするということで価格点評価に含めていただければと思います。

資料1の14ページの点でございますが、現時点では風速計あるいはボーリングを1カ所程度ということを実施しております。国は、風況、気象・海象データに加えて、特に海底地盤データを、複数箇所の調査を実施いただくことを、ぜひお願いしたいところでございます。

関係行政機関の長との調整能力につきましては、ここは洋上風力あるいは陸上風力ということについての調整能力を記載していますが、まだ洋上風力が実際に運転に至っているものが存在しないという状況でございますので、国内風力発電全般ということでの実績を見るべきではないかと思ひます。

それから、19～21ページ、経済波及効果についての記載でありますけど、これでは評価基準がはっきりしないので、具体的な評価基準を提示いただきたいと思います。

それから、20 ページの知事意見等につきましては、やはりここは直接の関係者である漁業関係者および地元関係者に対して、国として、評価する委員を含めても結構ですけど、ヒアリングを実施すべきと考えております。

評価点算出方法の中のF I P制度については、ここに記載しているように、いろいろ問題点がありますので、早急に環境整備をすべきと考えております。

最後の4 ページですけど、複数区域同時公募時の落札制限案について、事務局案の1 GW についてはよろしいのかと思いますが、持分容量で、すなわち出資比率で換算して1 GW までと考えるべきではないかなと思います。また、その対象は代表企業で選ぶべきではないかなと。これでいきますと、結構な量ができるということになるので、第1 ラウンド、第2 ラウンドでの累積で、例えば 30%の枠で制限を設けるなどを考えてはどうかと考えております。

5 番、その他について。物価変動対処、インフレでございます。現下は昨年から比べまして鉄・銅が2 倍ぐらいになっておりまして、2008 年9月のリーマン・ショック並みという状況です。このまま長期化すると、さらに物価高騰があることが予想されるわけで、それに対するインフレ対処措置をぜひ講じていただきたいと考えています。

それから、第三者委員会の委員名ですが、30 年間という長期にわたって国家国民の公有財産を利用するものであり、公平性、透明性の観点から、委員の氏名は当然公表されるべきものだと考えております。以上でございます。ありがとうございました。

○石井室長

続きまして、株式会社J E R Aから、よろしく願いいたします。

○株式会社J E R A

株式会社J E R Aです。このたびは公募評価の考え方についてヒアリングの機会をいただきまして、ありがとうございます。洋上風力発電業界の健全な発展や、公平で透明性の高いルール作りを念頭に、事業者の立場から意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、(1) 評価の大枠および配点の考え方に対する意見としまして、資料の1 項目、評価の大枠、配点の考え方に関しましては、今回評価基準が明確化され、事業者の創意工夫の意欲や評価の透明性の向上につながるものと考えています。

(2) としまして、各評価項目の考え方に対する意見でございます。

まず、事業計画の迅速性についてですが、案1 から3のいずれかがよいかについては、絶対評価で事業者の予見性が高い案2 に賛同いたします。案 α 、 β については、迅速性と等しく重要である事業計画の実現性の評価をより反映させやすい、案 β を支持いたします。運転開始だけは早いですが、中身が伴わない計画の策定を抑止し、事業の確実な実施を促すことができると考えております。

次に、配点ですが、資料に記載のとおり、過度な早期運開インセンティブは、落札前の開発活動を誘発し、これは政策の方向性と異なること、また、次回入札までに事業者での工夫の余地が限定的であることから、緩和措置として配点縮小をご検討いただければと考えま

す。

また、迅速性の観点では、落札後の調査期間の短縮や、ウインドファーム認証のプロセスの効率化も課題ですので、国と認証機関の連携を期待いたします。

続きまして、事業実施体制・実績についてでございます。日本では大規模自然災害への配慮が必要となりますので、自然条件が類似した事業実績を踏まえた計画が高く評価されるべきと考えます。

続きまして、資金・収支計画についてです。F A等の第三者機関の起用を求められておりますが、各事業者が任意に選定するF Aに依存するのではなく、公募審査の中で、審査側で準備されました同一の専門家の目で評価いただくのが適切と考えます。現実問題としては、今回の要件が課されると、候補が限定的なF Aの取り合いとなり、過当競争やコスト増につながる懸念がございます。

また、ダンピング対策として事業費の根拠の提示が求められておりますが、誓約書を取る等の対策で対応が可能と考えます。施工、運転、保守、撤去とも国内で実施に至った実績が乏しく、応札時点で精緻な見積もりを出すことができない、難しいという現状も考慮いただきたいと思っております。

続きまして、事業計画の実行面、運転開始までの事業計画についてです。資料にて、SEP船の調達リスクを例として挙げましたが、複数案件の同時公募が事業環境に与える影響について、合理的なリスク対策を盛り込んだ提案を高く評価していただきたく存じます。

続きまして、関係行政機関の長等との調整能力についてです。透明性・公平性の観点から、都道府県知事による評価基準の事前開示を希望いたします。

また、地域経済波及効果については、公募事業に真にひも付く波及効果を評価いただきたいと考えます。

続きまして、価格算定方式ですが、原案に賛成いたします。最高評価点価格は事前に開示を希望いたします。

続きまして、複数区域同時公募の落札制限に対する意見でございます。多数の事業者への参画機会の付与、多様な産業形成を促すことが目的と理解しております。この観点から、落札制限ではなく、評価基準を多様化したり、複数案件受注能力を審査したりすることが望ましいと考えます。

また、コンソーシアム組成は公募前に決められることがほとんどですし、案件ごとに異なるパートナーとの応札も十分に考えられますので、どの案件が同時公募になるか分からない中、コンソ組成に制限が付されると、競争環境が阻害されてしまいます。当社としましては落札制限をかけないことを希望いたしますが、仮に制限を設けるのであれば、重要な構成員である3分の1超の株主の組み合わせを考慮する、または重要条項の議決権は一般的に3分の2が必要とされていることから、各コンソーシアムにおいて、議決権比率が3分の2を超える任意の組み合わせが同じであれば、同一コンソーシアムとみなして、落札制限をかけるといったやり方が考えられると思っております。

さらに、落札上限量については、1GWではなく、第1ラウンドで同一事業者が落札した案件の系統容量を基準として、例えば1.5GWを上限とすることをご提案させていただきま

す。
最後にその他の点ですが、非選定事業者の情報開示可否について各事業者に決定権を与えてしまいますと、事業者同士でけん制をし合う恐れがあります。産業の健全な発展の観点から、一律開示が適当と考えます。以上で弊社の説明を終わります。ありがとうございました。

○石井室長

そうしましたら、続きまして日本風力開発株式会社から、よろしく願いいたします。

○日本風力開発株式会社

日本風力開発株式会社でございます。私どもの意見といたしましては、2ページに記載のとおり、1から13までの項目がございますが、時間も限られておりますので、その中で公募開始時期に係る点、それから迅速性に係る点、地元のヒアリングに関しての点、委員名の公表についての点4つに絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

3ページでございますが、まず、公募開始時期および公募の海域の大規模化を重視していただきたいということについてでございます。

ロシアによるウクライナ侵攻以降、欧州各国が脱ロシアエネルギー依存の方策といたしまして大型の洋上風力を加速しております。本日も私ども、来日中の世界最大の洋上風力発電事業者のCEOと食事をしておりましたが、その中で、風車、鉄、銅、半導体について、彼らの想像を上回るレベルまで値段が上がってきておるといふことと、それから、それらの脱ロシアエネルギー依存の方策といたしまして、ドイツはこれまで3年間ほど新しい洋上風力は募集しないと断言しておったのが、ここに来て、単年度で今年度中に8GW程度の募集をするということにほぼ決まりそうだという話がありました。

これは何を意味しているかと言いますと、風車メーカーは、極東の1GW、2GWのマーケットに注力するのではなく、ドイツだけでも8ギガワット単年度で出てくるわけなので、ヨーロッパのマーケット重視という方向にかなりシフトするのではないかと考えております。

そういうときに私ども日本が洋上風力につきまして成功裏に公募を行うためには、目を引くような大規模なサイズでの公募を行い、風車メーカーがわが国の市場のためにサプライチェーンを構築する必要があると思わせるような策が必要ではないかと考えております。それが結果的にエネルギー基本計画を達成して、早期運転と低価格をほぼ同時実現可能とするものであると信じております。従いまして、多少公募の時期が遅れてもサイズアップを図ったほうがよいのではないかとというのが意見でございます。

2番目に、評価点の中の迅速性についてでございます。

資材の調達、拠点港利用計画、副拠点港利用計画など、早期運転開始を行うためのポイントは多岐にございます。まさに各コンソーシアムの知恵の出どころ、経験が問われるところ

でございます、それに重きを置いた配点としていただくのがよろしいのではないかと考えております。1の α という案が、最も優劣がその中ではつくのではないかと思料いたします。

それにつきまして、早くすることだけが能ではないという意見があるかもしれませんが、これは陸上風力時代から私ども思っておるんですが、ずっと言い続けておりました環境アセスの迅速化でありますとか、認証の迅速化という、本来事業者に戻るところではない時間が、規制をクリアするためにかかっておるところがございまして、それにつきましては、本日このヒアリングをしていただいております経済産業省さん、国土交通省さんとは関係ない官庁かもしれませんが、環境省さんなんかも含めまして、協力をいただければかなり短縮できるのではないかと考えております。

それから、評点のところの、次の4ページでございしますが、実績で、海外洋上風力市場での経験、国内陸上風力での経験が、評点が30点から10点に引き下げられることにつきましては、洋上風力発電事業というのは難しい事業でもございしますので、その実現性を担保すべき部分が軽視されていることを危惧しております。評点は30点のまま維持していただきたいと存じます。

3番目に、地元へのヒアリングでございします。これは迅速性や実現性ともリンクすることでございますが、運転開始前に、関係利害関係者との交渉、関係許認可の取得など多岐にわたる調整事項がございしますけれども、それが実際に落札した暁に、迅速に行われ、実現可能なかどうかは、地元の関係者や当局に直接ヒアリングすれば相応程度明確になると思われれます。逆に、直接ヒアリングをせずに評価すると困難だと思われるために、ぜひ直接ヒアリングをお願いしたいと存じます。

最後に、委員名の公表でございします。これは国会の審議でもクリアになっておりますが、国交省の主幹の公募では、これまで全て委員名が公表されております。また、神栖の洋上や北九州の洋上でも委員名の公表はされております。そもそも委員への直接的・間接的な働き掛けは失格事項でありまして、われわれがその働き掛けをしたいと思うことが理由でございしますが、委員名の非公表というものにつきましては、もう一度見直しをお願いして、公表をしていただきたいと思います。以上でございします。

○石井室長

続きまして、九電みらいエナジー株式会社からお願いします。

○九電みらいエナジー株式会社

九電みらいエナジーの水町でございします。今回はこのような機会をいただきましてありがとうございます。時間の関係から、資料の2ページ目、3ページ目についてご説明をいたします。

まず、事業計画の迅速性につきまして、評価方法につきましては、事業者の予見可能性が高い案2と案 α の組み合わせが望ましいと考えておりますが、仮に選定日を起点として絶対基準を設定する場合は、公募占用指針に選定日付を明記いただくなど、事業者が選定の遅

れによるリスクを負わないようご配慮いただきたいと思います。

また、事業計画の迅速性を評価することと併せて、例えば一般送配電事業者による系統接続のタイミングなど、事業者の立場ではコントロールできないリスクによる遅延については、ペナルティーを免除するなど配慮いただきたいと思いますと考えております。

2点目、事業計画の基盤面の部分でございます。評価基準に記載のある実績や経験について、具体的に示していただきたいと思いますと考えております。

また、洋上風力の実態を把握している専門家や審査委員等によって見積もりなどの費用根拠を確認いただき、工事工程や、工法との整合を含め、計画の実現性を評価いただきたいと思いますと考えております。

それから、事業計画の実行面、電力安定供給の部分でございますけれども、電力安定供給において、運転開始以降の事業計画、例えば維持管理等でございますが、これは特に重要な項目であるにもかかわらず、配点は5点と小さく、一方、サプライチェーンの強靱性に関する評点が20点となっておるところに少し違和感を感じております。

また、サプライチェーンの強靱（きょうじん）性は、事業者の裁量が及ばない評価項目もありまして、事業者の維持管理能力を重視する観点からも、配点割合を見直していただきたいと思いますと考えて要望しているものでございます。これは、電力の安定供給につきましては、部品のサプライチェーンのみで評価できるものではなくて、運転開始以降の維持管理の計画や、それを実行する組織体制などと併せて、いかに設備稼働率を高く保つかということを総合的に評価すべきだと考えているためでございます。

続きまして、3ページでございます。関係行政機関の長等との調整能力につきましては、市町村や漁業関係者といった地元の意見が反映される仕組みには賛同しております。その上で、知事がどのような基準を基に評価するのか、明確化・具体化が必要だと考えております。評価対象となり得る実績については、具体的に示していただきたいと思いますと考えております。

3番目の、価格点算出の方法案でございます。最高評価点価格の設定につきましては、比較的高い価格を設定した場合、最高評価点価格に多くの事業者の入札価格が収れんすることが想定されます。事業者の創意工夫によります競争促進および国民負担の抑制に逆行する事態も生じ得るため、導入の可否含め慎重な検討が必要だと考えております。仮に、設定する場合でも、将来的な市場価格変動の可能性も考慮した上で、常に市場価格を下回るような蓋然性の高い価格を最高評価点価格として設定いただきたいと思いますと考えております。

4番目の、複数区域同時公募時の落札制限案についてでございます。これにつきましては、落札制限として発電規模や代表企業等について制限を設けることは、海域ごとの事業者の創意工夫をそぐことにもなりかねず、基本的には反対であります。こちらに記載しておりますような理由によるところでございます。

制限は設けない代わりに、同一公募におきまして複数区域に応札する事業者に対しましては、事業実現性やリスク評価において、複数区域を同時施工することを前提とした事業計画の実現性を評価する仕組みが整っていることが必要と考えております。このため、落札者

の審査開始時に、複数区域への応札者に関する情報が審査委員の皆さまに確実に共有されるような工夫をお願いしたいと思っております。

最後に、資料には記載しておりませんが、その他として1点要望を申し上げたいと思います。事業者選定に当たりまして、事業計画の内容を適切に評価いただく観点から、事業者ヒアリングの回数を増やしたり、事業者からの事業計画説明の機会を設けるなどの検討をお願いしたいと思っております。

応札に当たりましては、事業者はできる限りの工夫を凝らして事業実現性を高めた上で、リスクを取って応札価格を決めていると思っております。このことを応札図書に記載しているつもりですが、十分に伝わっていないとなりますと、これは非常に不本意でありますので、ぜひヒアリング等の充実についても検討をお願いしたいと思っております。以上です。

○石井室長

続きまして、三菱商事エナジーソリューションズ株式会社からお願いします。

○三菱商事エナジーソリューションズ株式会社

おはようございます。三菱商事エナジーソリューションズ、岩崎芳博と申します。よろしくお願いたします。私どもからご説明申し上げたいのは、今日は3点でございます。

事業計画の迅速性に関する点、それから価格点算出方法案について、それから3つ目として複数区域同時公募時の落札制限、これに関するご提案でございます。

まず1点目、事業計画の迅速性に関する意見でございます。こちらにつきましては、地元が促進区域に立候補するために、案件形成をする。そのために早期に地元に入り、汗をかくこと、それはまっとうに評価されるべきであると私どもも本当に思います。その上で、事業計画の迅速性に関して考察をいたしますと、早期の運転開始に向けてクリティカルパスとなるものは、ウインドファーム認証であるとか環境アセス等であるとかでございますけれども、その基礎となる地盤調査ないしは環境実地調査、これを早期に始めた者が有利であるという構図になると思います。

こうなりますと、不特定多数の事業者が地元地域に入り乱れまして、調査を実施するために地元ステークホルダー、特に漁協の関係の方々等々を囲い込むといった不健全な状況が誘発されるのではないかとということを危惧いたします。

また、セントラル方式の導入の動きとも逆行するとも考えられますが、一方で、これはセントラル方式が導入されるまでの暫定的な考え方であるということをやったとしても、いったんある海域で囲い込みが始まってしまいますと、この案件からセントラル方式になりますといったところも、それを切り替えるということがなかなか困難になるのではないかと考えます。

さらに、先行事業者の方がかなり有利になってしまいますと、応札前から、迅速性の評価点、加点が、先制点でかなり差がついてしまいまして、これが、場合によっては価格のところにも跳ね返る。その結果、再エネ賦課金国民負担がかなり増加するというようなことも懸念されると考えております。

従いまして、私どものご提案、2ページ目でございますけれども、今回政府の考えていらっしゃるのは、2030年度5.7GW、こちらを達成したいということであるとすれば、今の制度では、太陽光等々ともちょっと違って、洋上風力は30年間という占有期間がございます。終わりがございます。そういう中で、事業者には、そもそも早く運転開始をして収入を得たいというインセンティブがございます。そういうことから、絶対条件として、2030年度、これを、遅くともここに運転開始をなさいということを経験として、これを達成できないでもって判断をする。20点or0点というのも1つの案ではないかと考えます。

一方で、この20点ないしは0点というのが極端過ぎるということであれば、代替案として小さく記載しております。小さくて申し訳ございませんが、記載しております。運転開始日イコール迅速性だけではなく、スケジュールの妥当性を含めて、当該20点の枠内で評価する。すなわち、例えばですけれども、5点を運転開始時期、7.5点をスケジュールの妥当性、7.5点をスケジュールの遅延可能性に対するリスクの特定と対応というような項目に分割して評価をするということが妥当ではないかと考えます。

申し上げたい項目2点目、価格点算出方法についてです。これにつきましては、将来の市場価格を確実に見通すことは困難でありますので、設定される価格評価点価格の妥当性、この検証が難しいと考えております。従いまして、最高評価点価格の設定は不要ではないかと私どもは考えております。また、これの設定を行いますと、価格点で差がつきにくくなりまして、価格点120点、事業実現性120点で競争するという制度の根幹が揺らぐことになるのではないかと危惧をします。

3点目、落札制限に関するものでございます。洋上風力産業が黎明（れいめい）期にある日本で現状求められるものは、事業者を増やすことではなくて、多数のサプライヤーに日本に投資をしてもらう、こういった環境を整えることではないかと考えます。

また、各企業・事業者ごとに事業開発・運営を行うリソースは限界がございます。従いまして、自律的な応札可否判断、それぞれの企業の体力・リソースに応じて彼等が判断するものに委ねる。制度的な落札制限は導入しない。落札制限は競争をゆがめるだけであるというようなことを考えております。

また、事業計画の迅速性、それから落札制限案は、相反する恐れがあると考えます。どの案件がいつ応札となるか予見できない中では、事業者・サプライヤー共に応札計画を立てることが困難になると思いますので、繰り返しになりますが、落札制限というのは不適當ではないかと考えます。

あと、最後に、最初のJWPAさまのご説明がございました。すみません、私どもこれを見たのが今日初めてでございまして、ちょっと内容として矛盾するものも主張申し上げたかもしれませんけれども、失礼いたしました。

それから、本日の議題とは関係ございませんけれども、5月28日付の『週刊ダイヤモンド』の記事に、われわれ1ラウンドにて、FIT期間中にFIT以外の収入を考慮して事業性を評価しているかのような記事がございましたけれども、これは事実誤認でございませ

て、私どもF I T収入のみを収入として事業性、収支を評価しております。念のため補足させていただきます。以上でございます。

○石井室長

続きまして、株式会社大林組からお願いします。

○株式会社大林組

大林組の……。大変失礼いたしました。大林組の吉田でございます。このたびは事業者選定の評価の考え方に対する意見表明の機会をいただき、ありがとうございます。弊社といたしましては、ヒアリング対象企業が多数にわたること、説明時間が短時間であることに鑑み、必ずしも一つ一つコメントするのではなく、われわれとして特にお伝えしたいことに絞り資料を作成していることを冒頭に申し上げます。

では、1ページをお願いいたします。まずは評価の大枠および配点の考え方についてでございます。評価の大枠としまして、現段階では、供給価格点と事業実現性評価を1対1で評価するという点についての考え方には賛同させていただきます。ただ、これを実質的に実現するためには、事業実現性評価における最高点の事業者を120点に換算することが必要ではないかと考えてございます。

また、配点の考え方につきましても、事業計画の迅速性というのを新しくつくっていただきまして、運転開始時期を切り出して評価することおよび20点という大きな評価点を頂いていることについては、賛同させていただきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。各評価項目の考え方についてですけれども、評価の考え方として、いろいろとご説明が付けられていたんですが、例えば「特に優れている」というような書き方をされているところがございまして、こういったところはちょっと不明瞭ではないかと考えております。事業者の予見可能性を高めるために、例えばトップランナーの評価区分において具体的な項目を列挙し、項目全てを充足した場合は当該評価の「トップランナー」とし、そのうち一部のみを充足した場合は「優れている」と評価するなど、明確化を図っていただきたいと考えてございます。

また、競争すべき内容としまして、それが明確になった上で応札できるようにということの趣旨で、公募手続きの中に、P F I等で一般的に見られると考えておりますが、競争的対話、こちらを設けていただきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。3番、4番につきまして「特になし」と書かせていただいております。3番の価格点評価算出方法案につきまして、最高評価点価格の設定という方向性には賛同させていただいているという意味で「特になし」ということでございます。

また、4番の落札制限につきましても、そういった制限を設けることの方角性について賛同という趣旨での「特になし」ということをご理解いただければと思います。私どもから、以上でございます。

○石井室長

続きまして、株式会社レノバからよろしくをお願いいたします。

○株式会社レノバ

株式会社レノバの木南と申します。本日は貴重なお時間をいただきましてこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは資料に沿いまして当社の意見を述べさせていただきます。

1 ページ目はサマリでございますので飛ばさせていただきます。

2 ページ目からご説明をいたします。まず、1 つ目の評価の大枠および配点の考え方について、2 点でございます。

まず1 点目、事業実現性評価の補正でございますが、これは先ほどからも意見が出ておりますけれども、今後も1 対1 で評価をするという観点での検討をされておられると理解をしております、その点、賛同をしております。ですが、今の計算方式ですと、どうしても定性点の満点というのが出づらそうである一方、供給価格点は常に満点が出てくるということが続いていくのではないかと懸念をしております、そのためには、定性点のトップを120 点に換算をするという方式の導入が適当ではないかと考えてございます。

それから2 点目でございます。このたび前回の23 日の資料で配点案を示されております。7 ページでございます。その中で、事業計画の基盤面、そして実行面というところの配点がともに20 点となっております。やはり、この点が事業の評価の根幹であると思っております、ほかの迅速性や電力安定供給などとの比較においても、非常に相対的に重要度が高いと考えておりますので、この点の配点を引き上げていただくのが妥当ではないかと考えてございます。

続いて各評価項目の考え方のほうに参ります。1 つ目は、事業計画の迅速性の評価でございます。

こちらのご提示のある中の案におきましては、案の2、そして α というところの案を支持したいと考えてございます。やはり運転予定日に関して絶対値を設定するということが非常に有効であると考えております。

また、一方で、中には実現性のないプランというものがどうしても混入してしまうという可能性があると考えてございまして、結果としましてその排除ができることは重要性が高いと考えておりますので、 α の案を支持したいと思っております。

また、この中の例に示されております配点の在り方なんですけれども、基準日から早ければ5 点、そして1 年早ければ10 点、2 年以上早ければ15 点といった例が示されておりますけれども、こちらは基準日に近ければトップランナーが取れるといった加点方式での評価を行っていただきたいと考えてございます。

それから続いて資金・収支計画の評価でございます。こちらの評価におきましては、前提となる供給価格が示されないと評価が行われないのではないかと危惧をしております。基本的に、ここに10 点を付けて評価をしていただくことについては賛成をしております。

続いて電力安定供給の評価でございます。こちら国内調達比率を審査・評価の対象とするか否か、今もってはっきりしていないのではないかと考えております。洋上風力産業ビジョ

ンの中では、国内産業の育成というものがうたわれておるわけでございますけれども、今回のラウンドにおいて産業振興のインセンティブが十分に働いたかどうかは、少し分からなかったというところもありまして、この点、明確化をお願いしたいと思っております。

続きまして、関係行政機関の長との調整能力の評価でございます。当該海域における実績を、今のところは記載ができないような形になっていると理解をしておりますが、ぜひとも当該海域での実績を記載して評価をできるような形にさせていただきたいと思っております。といいますのも、当該海域の実績ではない、他の地域の実績を書いたものを、その当該海域の知事が評価するという形になっていると理解しております、なかなか評価そのものが難しいのではないかと考えてございます。やはり地域、立地側の観点に立って、そちらでの実績を評価する形が望ましい、それであれば地元の方の予見性が高まるということがあるのではないかと考えております。

続きまして、次のページに参ります。こちら(4)複数区域同時公募時の落札制限について申し上げます。ラウンドごとの制限が導入されることそのものについては賛成でございますが、1GWという量的な基準では、公募ラウンドごとの制限の強さが異なってくると思います。そのラウンドが、1GWのこともあれば1.5ギガ、2ギガといったこともあるかと想像いたします。つまり、比率や割合を基準として導入いただくのが適当ではないかと思えます。

また、コンソーシアムの組成についての制限というものが今回提示をされておりますけれども、こちらについては、なかなか実態と異なってくるのではないかと考えております。むしろ事業計画に制約が生じることとなりまして、複数海域への参画が困難な状況、こういったものを想定されますので、この点については反対をさせていただきたいと思えます。

5番、その他に参ります。審査員の公表につきましては、ぜひともご公表をお願いしたいと思っております。根拠としましては、空港コンセッションなどにおいて審査員は公表されていると理解をしております。既に話題に出ていることではございますけれども、ペナルティーが設けられていけば不正は発生しないのではないかと考えております。

また、既にこれも議論が出ているところではありますけれども、不可抗力の取り扱いでございます、インフレや系統負担金工事の遅延など、事業者の責に帰さない部分の不可抗力についての変更は認めていただくということを明記していただけないかと思っております。

そして最後でございますけれども、協議会意見の取り扱いでございます。協議会で、さまざまな意見が上がってくるわけなんですけれども、それがどのように評価に反映されるか不明確であると思っております。具体的に出てきた要望事項を素直に評価項目として取り入れていただいて、それをもって評価をしていく。また、ヒアリングの対象になる協議会構成員についても、各自治体や地域の意見を取り入れて構成をしていただきたいと考えております。当社からの意見は以上でございます。

○石井室長

それでは、続きまして、住友商事株式会社からお願いします。

○住友商事株式会社

住友商事の水無瀬です。本日は事業者意見を述べさせていただく機会をいただきありがとうございます。それではご説明させていただきます。

表紙めくって1ページ目をご覧ください。評価の大枠についてですが、定性評価における80点と40点の配点と、定性評価と定量評価の1対1比率、共に異論ありません。

配点の考え方についてですが、事業実施能力を、事業計画の迅速性、基盤面、実行面、電力安定供給の4項目に分けて評価するという点には異論ございませんが、迅速性の20点というのは、事業実施能力トータル80点の4分の1に相当しまして、配点が少し大きいのではないかなという印象を持っております。ですので、右の表に書いておりますように、迅速性を10点、確実に事業を実施できるかどうかを評価する項目の実行面を30点とするという案もあるのではないかなということでご提案させていただきます。

次に、各評価項目の考え方についてですが、事業の実現性を評価、判断するために、適切な条件・項目が、今回はより詳細に、明確に具体的に示されており、より透明性が担保されたと理解しております。従い、総論異論はございません。

事業計画の迅速性に関しましては2ページ目をご覧ください。迅速性の評価内容については案2が望ましいと考えております。一方で、絶対基準より早い場合は一律に評価、それよりも遅れる場合は遅れる年数に応じて減点していくという評価方法もあるのではないかなと考えております。また、洋上風力は、工事、事業共に天候に左右されるということも勘案いたしまして、デイ・バイ・デイ、日やあるいは月単位ではなく、年単位で配点を変えるという原案には賛成です。

運転開始時期の遅延に対し追加のペナルティーを設ける場合は、ほかの事業者さまからもお話ありましたけれども、不可抗力等、事業者の責によらない事由の場合は免責等、調整される仕組みを希望いたします。

また、洋上風力の公募は、系統情報提供者とほかの事業者、あるいは第1ラウンドの落札者とほか事業者とで差がつかない、公平に競える入札制度と理解しております。従いまして、公平な公募実施のために、次の2点につき整理が必要と考えております。

まず、系統連系についてです。系統情報提供者以外の事業者が落札した場合、系統に係る契約上の地位を承継できるという仕組みになっておりますが、承継者ごと契約変更が必要となつて、系統連系工事の起算点が契約変更日になるという可能性もあるのではないかなと考えております。こうなりますと、受電のタイミングが年単位で差が生じるというリスクもございまして、起算点が後ろ倒しにならないような、なにがしかの手当てが必要と考えております。

次に、基地港についてです。第1ラウンド海域と同じ基地港を使う案件の場合、やはり特定の事業者のみに有利に働く可能性があるのではないかなという懸念を持っております。従いまして、国が指定する基地港の利用開始可能時期を逸脱するような公募占用計画は認めないなどの手当てが必要ではないかなと考えております。

続いて、3ページ目をご覧ください。ほかの評価項目については、現行案について賛成です。異論ございません。価格点算出方法案についても、現行案に基本賛成でございます。ただし、最高評価点価格については、やはり透明性の観点から、公募占用指針上で具体的に提示されるのが望ましいのではないのかなと考えております。

最後に、複数区域同時公募時の落札制限案についてですが、同一ラウンドで複数海域に応札する場合、代表企業は全て同一企業、構成員は、ほかのコンソーシアムとしてほか海域では応札できないという今回の制限の案は撤廃を希望いたします。

なにがしかの制限をかけるということであれば、海域ごとのパートナーリングの制限ではなく、応札段階での代表企業としての入札数に制限をかけるという案もあるのではないかなと考えております。例えば、代表企業としては、同一ラウンドでは、3海域1GWを応札の上限とするといった案が考えられると思っております。弊社からのご説明内容は以上です。ありがとうございました。

○石井室長

続きまして、東京電力リニューアブルパワー株式会社からお願いします。

○東京電力リニューアブルパワー株式会社

東京電力リニューアブルパワー株式会社の井上と申します。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。

まず、評価の大枠および配点の考え方の大枠として、洋上風力黎明期の日本市場においては、従来より重視されている価格の低減、新たに重視される運転開始の迅速性とありますが、事業の実現性を伴っていなければ意味がないと理解しています。そういった意味で、事業者の予見性があることはもちろんのこと、価格低減、現実性、迅速性、これらのバランスが取れた入札であることが重要であり、そのためにルールのご提案、ご審議を行っていただいているものと理解しております。そういった意味では、方向性については賛同いたします。このような観点から、計画の迅速性、落札制限、価格点等についてご意見させていただきます。

まず、1ページになりますが、計画の迅速性については、工程の実現性を十分加味し、運転開始時期のみで評価するのではなく、基盤面と実行面の確からしさの水準を十分考慮できる評価方法であることが重要です。そういった意味では、評価については案2を基本としながらも、実現性が一定評価以下の場合は0点とする案 α というところについては妥当だと思いますが、評価が一定以上の評価でも実現性の評価レベルに応じて評価点に差をつける案 β も採用し、案 α と β を兼ね備えた評価点としていただきたいと思います。

また、計画の実現性の3つ目ですが、陸上送変電設備についても大きく計画の実現性に関わることから、洋上設備と同様の評価を実施いただくことをお願いいたします。

続いて、系統連系先の一般送配電事業者が行う工事費負担金工事についてですが、4ページにも補足の図を付けてございますが、系統連系先を確保している系統提供事業者と、違う方が落札してそれを承継する系統承継事業者の間で、先ほどもご意見ありましたが接続可能時期が異なると取れるような見解を示している一般送配電事業者もおられるので、差が

生じない公平なルール、評価となるよう確認をお願いいたします。

1 ページに戻っていただいて、下から 2 つ目ですが、運転開始時期の遅延に対するペナルティーについては、各社からもご意見出てございますが、当該事業者の責によらないもの、例えば先行港湾利用者の工事遅延ですとか、予期せぬ天変地異等、そういったものについては免責事項としての取り扱いをお願いします。

続いて、2 ページの複数区域同時公募時の落札制限案についてですが、今回の案では、代表企業であれば自身以外の構成員が異なっても他海域の入札に参加が可能である一方、代表企業以外の構成員は他の代表企業と他海域には参加が不可と理解いたしました。コンソーシアム・SPCの組成は、海域の特性等に応じてよりよいものとなるよう検討・準備を進めており、これらの行動に阻害／変更を強いられると思われまます。事業者のアライアンスの自由度を確保し、多様な事業者の参入を促し、将来時点での競争環境を構築する観点から、代表企業が否かによるアライアンスの制限をするのではなく、一定期間、例えば 5 年間に於ける各企業の累計落札持分出力を制限する方向が望ましいと考えております。

一方、早期の段階で 1 つの事業者が全ての地点を独占しないようにすることも考慮するのであれば、一定期間の制限に加えて、毎年度累積持分出力が全体の累計落札出力に占める割合を、例えば 51% 以下にするなど、併せて制限する案も考えられると思っております。

また、既に入札が始まっております八峰・能代沖は、既に公募を開始している段階であり、後追いで今後促進区域に選定される海域も含めた形で、コンソーシアム・SPC 組成に制限が課せられますと、八峰・能代沖も含め、先行投資・準備を進めている将来地点での入札を断念せざるを得ない場合があると思われまますので、既に公募が開始されている八峰・能代沖については今後促進区域に選ばれる海域とは別の公募として扱っていただくようお願いいたします。

P 3、その他ですが、価格評価については、基準価格の水準によっては大きく入札行動、入札の在り方に影響すると思われまますので、最高評価点価格、あるいはその価格水準の考え方については、早期の認識合わせをお願いいたします。

次の点ですが、実績評価の比重を 30 点から事業実施体制・実績として 10 点に下げることについて、実現性・確実性の担保という観点が毀損(きそん)しないか懸念されまますので、そのバランスの確認をぜひともお願いしたいと思ひます。

最後になりますが、知事意見が優先される評価項目については、都道府県ごとに評価の考え方が異なることが予想されること、また、地域への経済波及効果において、評価指標である「確からしさ」とは何をもって担保し得るのか、公平性の観点からも、事前に対象項目、優先度等、評価の考え方について入札参加者と評価者で共通認識となるよう、事前の解説をお願いしたいと思ひます。説明は以上となります。ありがとうございます。

○石井室長

どうもありがとうございました。日本風力発電協会と、それから各事業者の方からご意見いただいたところがございます。それでは座長、よろしくをお願いいたします。

○山内座長

どうもありがとうございました。それでは、ご意見をいただいたところでございますので、ご説明について、皆様のご意見あるいは質問ということでご発言願いたいと思いますけれども、今回のヒアリングの目的ということなんですけれども、今ご説明を伺っているところでは、いろいろ細かい点で配点等何点というようなところもございましたけれども、基本的には今回のヒアリングの目的というのは、そういったご要望を単に聞くというよりも、評価方法に対する事業者の皆さんの考え方とか理念、こういったところを明らかにしていただくということだと思っております。

ですので、議論も、そういった点数のというよりも、理念とか考え方、これに不明確な点があれば、それについてのご議論、ご質問ということをお願いしたいと思っております。別に縛るわけではないですけれども、そういうことをお願いしたいと思っております。

それでは皆様のご意見、ご発言に移りたいと思います。ご希望の方は手挙げをしていただけだと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。どなたさまでも結構ですので、よろしく願いいたします。

桑原委員のお手が挙がっている。桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

すみません、ちょっとマイクの調子が悪いかもしれないですが、聞こえますでしょうか。

○山内座長

大丈夫ですね。聞こえております。

○桑原委員

分かりました。

落札制限案のところ、いろいろな事業者の方から、そもそも反対である、あるいは方向性はともかく、今の事務局案では非常に実務への影響が大きく、困るといったようなご発言があったかと思っております。例えば代表企業を同一とする制限や、構成員の他のコンソーシアム・SPCへの参加について制限すべきではないといったご意見が複数出ていると思っておりますけれども、この辺りは、委員の理解を深めるために、具体的に事業上どういう支障があるのかというところを、もう少し敷衍してご説明をいただければと思います。

○山内座長

ありがとうございました。今、ご説明の済んだご説明ということだったんですけれども、基本的に皆様のご意見を伺った後で、必要に応じて今日の出席の事業者の皆さんから追加的なご説明をいただくことにしたいと思っております。ちょっと時間の関係もあって1問1答というのはなかなか難しいものですから、そんなような形にさせていただこうと思っております。よろしゅうございますかね。ほかの方でご意見、ご発言ご希望の方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは飯田委員から。飯田委員、どうぞ。

○飯田委員

飯田です。発言の機会をありがとうございます。皆さん広くご意見ありがとうございます。やはり印象としては、計画のみならず、開始後の実行面に重きを置いてほしいというのは1つと、もう一つは、複数海域の同時公募に対する落札制限についての、比較的反対の方が多いのかなという印象を受けました。

質問はちょっと大きく2点ありまして、1つはJWPAさんのほうで記載されていた、今、公募提案内容が、非選定事業者さんについては非公開としているんですけど、部分的に公開としているんですけども、全部出すべきだというご意見が、全体的なバランスを見たときに、特にそれぞれのノウハウが出てしまうとか、そういう懸念はないんでしょうかというのが1つ大きく質問させていただければと思います。

もう一つ、基地港の問題は、最後お話あったかと思うんですけども、ちょっと皆さんどのようにお考えなのかなというのは、いずれそれぞれのラウンドで混雑が発生するかなと思われるんですけども、その辺の事業者さんのお考えをお聞かせいただきたいなと思いました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。続いて、石原委員にご発言願います。どうぞ。

○石原委員

石原でございます。今日、事業者からいろんなご意見を聞かせていただきまして、実際公募計画を作る際に思い至っていなかったところ、ご意見をお話していただいて、大変参考になるところもたくさんございます。

いろんな意見がある中で感じているのは、例えば1対1という供給価格点と事業実現性の評価点の比率、1対1ということについては特に反対意見はなかったと理解していただいて、確実に実現できれば、いろんな懸念が解消されるのではないかなと思います。この点について、事業者の中で、この1対1を確実に実現するという点について、何かご意見があれば、後で教えていただきたいと思います。

2番目に関しては、競争環境の維持と、洋上風力産業の発展を実現するために何が必要かということ。今、風力発電はまだ黎明期ですので、何らかの形でこの産業を健全に発展させていくということについて、皆さんの思いは同じですが、その中にはいろいろ意見があり、反対という意見もありまして、ただ、単に反対ではなくて、例えば、今事務局案として出されたものを、改善すれば、産業育成の観点からいうとそれでいいのではないかなという意見も同時に言われていました。産業育成に対して、競争というのは一時的な競争じゃなくて2030年、2040年、2050年、あと30年間恐らくやっていくということになるんですが、黎明期に対して何の制限もなく、事業競争だけで一本化したほうがいいというご意見があれば、教えていただきたいと思います。

私の聞きたいこの2点について、もしご意見があれば、後で教えていただければと思います。以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。次は清宮委員に発言いただきます。どうぞ、発言ください。

○清宮委員

事業者の方、説明どうもありがとうございました。いろいろ参考になることがあるんですけども、ちょっと私のほうで皆さんのご意見をお伺いしたいというのは、1つはセントラル方式のことで、いろんな調査、それから知事意見、それから動的解析は不要ではないかと、ちょっとそういう議論もございました。そして、このセントラル方式に関して皆さん方がどういう項目が必要なのかということを書いていただくと、非常に理解が早いかなと思いました。

それから2点目は、遅延によるペナルティーは不可抗力ですとか、どうにもならないこと、いろいろなものがあるので免責にすべきではないかということなので、これは役所側のほうも、前のときもちょっと議論したと思いますけれども、不可抗力の定義をはっきりして、それを今回のところに提示していただきたいなと思いました。

それから3番目ですけれども、委員の名前を公表してほしいということが非常に各事業者の方からあって、確かに私も公共事業関係していて、名前を公表している場合としていない場合がありますけれども、逆に言えば、委員を公表したら、それを何に利用するのかという、単に透明性だけですかということがありまして、その辺、もうちょっと踏み込んだ意見があったら教えていただきたいと思います。以上です。

○山内座長

どうもありがとうございます。次は原田委員ですね。原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。私も、複数のいろんなお立場の事業者の方から、率直に、かつ詳細なご意見をいただきまして、非常に勉強になりました。ありがとうございます。既にほかの委員の方もおっしゃっている点にも関わるので、少し踏み込んだ形でお話を伺いたいんですけども、たくさんの方々が、複数区域の同時公募についていろいろご意見をということでございますが、これは、例えば第2ラウンド、第3ラウンドがどれくらいの規模で何が出てくるかというのが分からない中で、もう既に幾つか準備をしたり、それから、パートナーをフレキシブルに考えている中で、こういうものが急に出てきたということが問題なのか、または、これ全体、今後セントラル方式まで進んだ中でもこのような制限があることが何か障害の要因になってくるのかという、短期間の問題なのか、制度全体の問題なのかというのを、少し場合分けして教えていただければありがたいなと思います。それが1点目でございます。

2点目については、協議会とか漁業者の調整についても、知事意見に何が盛り込まれるかというようなことをきっちり明確にしていきたいというご意見があったと思います。私からお聞きしたいのは、協議会の在り方自体、現在の協議会の在り方自体で何か障害要因

がないかということで、お気づきになっている点があったら言っていただきたいと思います。そもそも協議会ができるかできないかによって今後ラウンドに入っていけるかいけないかというのが今の実態だと思いますので、そういうところも含めてご意見をいただきたいなと思います。これが2点目。

3点目は港湾でございまして、幾つかの事業者さんおっしゃっているように、港湾整備が海域の指定にきっちり間に合ってくるのか、または複数のラウンドをまたがって港湾を使うような場合、どうやって調整するのかとか、第2ラウンド、第3ラウンドから入っていく……。前のラウンドで入っている事業者との間で公平性が本当にどのように担保できるのかといったような点についてご意見があれば、ぜひお聞かせいただければと思います。以上です。

○山内座長

どうもありがとうございます。ほかにまだ委員いらっしゃいますけれども、かなり質問、あるいは問いかけ出ましたので、一度ここで切らせていただいて、最初の桑原委員のご発言に対して、事業者の方からご発言があればお願いしたいと思います。ただ、たくさんいらっしゃいますので発言を簡潔にさせていただくということと、それから特に手挙げなしで、早い者順でお話しただければと思いますけど。

桑原委員は、最初、基本的にはどんなようなお答えを期待されておりましたですかね。

○桑原委員

すみません、桑原ですが。

○山内座長

はい。簡単をお願いします。

○桑原委員

要は、落札制限が不要だというご意見、あるいは落札制限自体はいいけれども、コンソーシアム組成に制約を課すと困るという意見が結構たくさん出たと思うので、代表を同一とする制限は困る、構成員の他のコンソーシアムやSPCへの参加について制限されると困る、事業に支障が出るという点についてもう少し具体的にどういうことなのかご説明をいただければどうかと思った次第です。

○山内座長

ありがとうございます。これについてお答えいただきますが、まずはお答えいただいて、あるいは制限について一般的にご意見ということでもよろしいかと思います。今の桑原委員のご質問について、どなたかいらっしゃいますか。

○東京電力リニューアブルパワー株式会社

東京電力の井上ですけれどもお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○山内座長

はい、どうぞ、発言ください。

○東京電力リニューアブルパワー株式会社

私ども、第1ラウンドにも、秋田のほうにも入札を参加させていただいてございます。そんな観点からちょっとお答えしますと、そもそも海域が入札の対象になるのは、入札が開始される5カ月前ぐらいだと認識してございます。第1ラウンドについても、7月に促進区域に指定されて、11月末に入札が開始されましたが、実際の地点の準備、あるいは調査等については、もっと前から実は行ってございます。どういう地点が一緒に公募されるのかというところが分からない中で準備をしている中で、制限がかかりますと、入札地点が決まった段階での制限となると、その時点でコンソーシアムの組み方、あるいはSPCの組み方に制限がかかります、そこで、場合によってはコンソーシアムを解消しないといけないケースも発生し、1ラウンド1ラウンドの制限に対応するのは、事業者として全く予見性がないので、ご提案いただいたルールだと厳しいのかなと思っています。そういう意味だと、ある期間、例えば5年間でどのぐらい取ったらだとかいう制限がかかるなというようなことであれば事業者としては予見性もあろうかと思ひまして、このような意見を出させていただきました。

○山内座長

どうもありがとうございます。JERAからも手が挙がっていましたがけれども、発言ありますか。

○株式会社JERA

株式会社JERAです。

○山内座長

簡単をお願いします。

○株式会社JERA

現実問題としては、先ほど東京電力リニューアブルパワーさんからのご発言あったとおり、複数の海域で、いつ出るか分からない、予見性がない中で既にパーソナリングを始めてしまっている案件も現実問題としてございますので、今、この制限がもしかかると、そこから変えなければいけない可能性も出てくるということで、先ほど申し上げたとおり、何かメカニズムを検討していただくと非常に助かるなと思います。今ご提案いただいている案では、なかなか厳しいのではないかなと思っております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。風力発電協会、どうぞ。

○一般社団法人日本風力発電協会

すみません、祓川でございます。基本的に落札制限案があるべきかないべきかということ、事業者サイドの皆さんからすると、やっぱり落札制限はないほうがいいだろうなというようなご意見が結構あるのかなと協会としては考えていますが、一部の事業者の方からも、やはり落札制限、例えば第1ラウンドで1社が独占というのはいかがなものかと。1社が独占することによって、1社に何らかの不都合が生じた場合に事業が実現できるのであろうかと。例えば、風車も1社になっているので、それはやっぱり複数の風車であるべきではないかと、リスク低減のためにというようなご意見も伺っています。そういう観点で、事務局で

お作りになった落札制限案については、われわれ協会としては賛同するところでございます。

ただし、コンソーシアムが一律のメンバーで応札しなければいけないというのは、実務上不可能に近い。すなわち、簡単に言うと、秋田の案件ですと、秋田企業がそのコンソーシアムに入りますけど、それでは千葉の案件に秋田の企業が入るかという、なかなか入らない。そういう観点からすると、やはり今、事務局案についてはさらなる工夫が必要ではないかと考えます。

それから、原田委員からお話がありましたことに関係するんですけど、協会としては、これはあくまでもセントラル方式が実施されるまでの過渡的な数年の間の制限であるべきと考えております。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。桑原さん、よろしいですかね。またあったらお話しいただくとして、飯田委員からのご質問ありましたけど、飯田委員、簡単に、この点についてということ指摘していただくと答えやすいかと思えますけど。

○飯田委員

1つは個別にJWPAさんの1つのコメントだったので、非選定の方の公開というのが触れられていたので、その点と、基地港湾の、港の混雑を今後どのように皆さんお考えなのかと、1人の事業者さんからしかあまりなかったの、ほかの事業者さんのご意見を頂戴したかったというところなんです。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。これについて、今お手を挙げていただいているのが……。すみません、ちょっと確認できないんですけど、どうぞご発言ください。

○一般社団法人日本風力発電協会

すみません、引き続き祓川です。今、飯田委員から公募の内容は全て出すべきだというようなお話があったかと思うんですが、JWPAとしては公募の全ての事項について公表すべきという発言はした事実はありません。従って、ノウハウうんぬんには抵触しないと考えております。

それから、基地港につきまして、基本的に数多くの基地港が存在するというのであれば、事業の工程を確定するために2030年度末までに運転開始することは可能だと考えているんですが、今現在の基地港は4港ということで、制限がありまして、そのうちの3港を第1ラウンドの事業者が利用するということになります。

そうすると、第1ラウンドの事業者が使っている期間というものを特定し、その期間が遅れや早まることがないようにしていただかないと、第2ラウンド、第3ラウンドに出る方は、工程、すなわち運転開始時期を確定することができないので、公募基準にはそれを明白にさせていただく必要があるということだと考えています。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。じゃ岩崎さん……。

○飯田委員

委員長、飯田です。失礼しました。JWPAさんではなくてJERAさんでした。ごめんなさい。申し訳ありませんでした。

○山内座長

JERAさんですか。では、JERAさんのほうからご回答いただけますか。

○株式会社JERA

株式会社JERAでございます。最後のその他の点だと考えておりますが、全てを公開するというのではなくて、非選定事業者の提案内容についても資料にあるアの1から3です。事業者名、構成員とか、事業計画の概要、あと、評価点を結果として一律に開示していただきたい。詳細については選定事業者のみという趣旨で発言させていただきました。

○飯田委員

ありがとうございます。じゃあ事務局案ということで大丈夫ということですね。了解しました。ありがとうございます。

○株式会社JERA

ただし、すみません、非選定事業者も一律の開示を求めたいと考えてございます。任意ではなくて、全ての非選定事業者が、提案した方は全て結果を開示するというのを提案させていただいております。

○山内座長

よろしいですか、飯田先生。

○飯田委員

了解しました。ありがとうございます。

○山内座長

さっきから、すみません、岩崎さまの手が挙がっておられます。どうぞご発言ください。

○三菱商事エナジーソリューションズ株式会社

申し訳ありません。三菱商事エナジーソリューション岩崎でございます。先ほど手を挙げそびれて……。先ほど累積の制限の件でお話しいただいたんですが、1点だけ。

累積の落札の制限をかけるべきではないかという考えも一つあるとお伺いしておりますけれども、これにつきましては、結果の平等というよりも、機会の平等を重視しながら、健全な市場、サプライヤー誘致をしていく活動をしていく。そういった定性・定量の現状の評価軸に伴って選定される事業者の、累積の受注の規模を恣意的に制限するのは、健全なマーケットの育成には逆行するのではないかと考えます。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。飯田先生、大体よろしいですか。

○飯田委員

了解いたしました。

○山内座長

ありがとうございます。石原先生、3点でしたか、ご質問ありました。簡単に、これとこれとこれと言っていたきたいです。

○石原委員

私から大きく言うと2点です。1つ目は、今日、評価1対1に対して、特に反対するとかそういう意見がなかったと思いますが、一方、今回の事務局の案でやっても、実は1対1というのを保証されるものではないと思います。ぜひ1対1にさせていただきたいという事業者はたくさんいましたので、その辺、ただ単に精神論的ではなくて、これを担保することの重要性について考えていることがありましたら教えていただきたい。

○山内座長

踏み込んでということですね。

○石原委員

ええ、要するに、このままでいると実現しないと思いますので、事業者から、強く要望していることについて教えていただきたい。

2番目については、市場に関して独占になってもいいという意見がありますが、競争環境と産業育成ということが大事と思っています。特に黎明期においては、全部1社でずっと最後まで全部やるということになった場合、何も制限しないでいいのかということについて、もしそれでいいという考えがあったら教えていただきたい。何でこれでいいのかについても教えて頂きたい。私はそう思っていないから、そういう意見があったら言っていただきたいと思います。

○山内座長

ありがとうございます。風力発電協会から手が挙がっている。祓川さん、どうぞ。

○一般社団法人日本風力発電協会

基本的には、事務局提案が、1対1にするということで、基本的な考え方としてはよろしいと思うんですけど、いわゆる採点の仕方の部分によっては120点・120点にならない可能性があるので、やはりここは事務局案を改善して、最終的に事業性評価について、1位の方が120点を取れるような仕組みを構築する必要があると考えています。

それから、今、石原委員からお話があった、黎明期なので制限があるべきかどうかということで、先ほど三菱商事さんのほうからお話もありましたけど、ここは第1ラウンドの結果というものを踏まえて考えた場合に、制限はあるべきだと。ただし、制限は継続されるべきではなく、将来的にはフリーにすべきだと考えております。

○山内座長

ありがとうございます。

○石原委員

ありがとうございます。

○山内座長

それでは九電みらいエナジー、どうぞ。

○九電みらいエナジー株式会社

1対1にすべきかどうかという件についてちょっとご意見申し上げたいと思います。そもそも事業の評価の中で、今、価格面と事業の実現性という、大きく分けて評価をされて、合計点で評価を最終的にやっているわけですけれども、非常に2つのことって関連していると思っけていまして、どういった事業の内容かというところで、それに見合った費用がちゃんと積み上げられているかどうか、その上でリスクをどれだけ取って価格を落としているのか、この辺が総合的に多分判断されるべきだと思っけておりますけれども、ここを総合的に判断する指標の一つとして、今回みたいな項目を設けてそれぞれに評価をしていくということは、これは非常にいい方向ではないかなと思っけています。

その点におきまして、事業実現性のほうを無理やり120点に換算する必要はないと思っけておる次第でございます。あくまで、関連する項目の関連度合いというものをしっかりと評価していただければ、その中で十分答えが出てくるのではないかなと思っけております。

○山内座長

ありがとうございます。JERA、どうぞ。

○株式会社JERA

先ほど価格点算出方法の案について原案賛成しますと申し上げましたが、今の九電みらいさんのご発言と同じで、当社としては定性点、事業実現性の120点への引き上げは不要と考えてございます。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。大林組、どうぞ。

○株式会社大林組

大林組でございます。先ほどのご説明でも申し上げたとおりでございますが、われわれとしましては、JWPAさんと同じ内容でございますけれども、事業実現性評価において最高点を取った事業者は120点に換算するということが、1対1を実質的に実現するものだと考えております。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。レノバ、どうぞ。

○株式会社レノバ

ありがとうございます。石原先生のご質問は、なぜ1対1を追求すべきか、きちんと定性点で120点が取れるようにすべきか、その理由を問われたのだと思っけておりますけれども、一つ海域間の平等という議論があるのかなと思っけていまして、ある海域はすごく定性点がみんな低い、ある海域はとても定性点が高いというようなことが生じると、価格点が有利な海域、不利な海域みたいなものができるんじゃないかなと、こんな気がしております。それが理由の一つかと思っけております。

それからもう一つ、予見性かと思っけていまして、事業者は何をやっているかというのと、ど

ういう点数を取りに行くかという戦略をみんな考えるわけですね、海域ごとに。しっかりその海域の中で手を挙げている人の中でトップが取れば、120点もらえるということは、価格について思えるんですが、一方で、定性点についてはトップを取っても価格点は120を取れないという前提に立つと、戦略を非常に立てづらいですね。つまり予見性がないということかと思っていまして、制度の予見性を高めていただく上でも、定性点で1番を取れば、一番評価されれば120点としていただくのが妥当なことかなと考えてございます。

○山内座長

ありがとうございます。石原先生、よろしいですか。独占のほうの話はあまり出なかったですけども。多分独占、これでいいという人は、独占になっていいという人はあまりいらっしゃらない。

○石原委員

特に1対1の点については、すなわち、評価の予見性は、ある意味で、大学の入試と同じなのです。その辺はきちんと評価できないと、すなわち、予見性がないと非常に準備しにくいのです。最高点はどちらも重視するということではなければなりません。両方をちゃんと満点にするという意見があったので、その辺のご意見を今日聞いたのでよかったと思います。ありがとうございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。清宮先生、簡単にご質問を繰り返していただけますか。

○清宮委員

1つはセントラル方式、本来のことですけども、要するに、ほかの先生も言われた方いましたけど、今の現状のセントラル方式で、次回以降はここがちゃんとしてほしいという項目があったら述べてほしいということ。

それから2つ目は、ペナルティーを皆さん嫌がっているみたいだったんですけども、その項目を、これ以上何かあるんですかというのが質問です。

それから3点目は、委員の名前を皆さん非常に公表しろということなんですけど、いろいろなご意見あると思いますけれども、公明性とか、公共事業だから名前を出すということ以外に何かありますでしょうかという……。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。じゃあ、風力発電協会、どうぞ。

○一般社団法人日本風力発電協会

風力発電協会の祓川でございます。清宮委員からのご質問について申し上げます。協会のほうで考えているセントラル方式というのは6点でございます。地域合意形成、それから系統、それからアセス、それから風・海底面の調査、許認可、それから港湾の確保、らこれをどうしても進めたいと考えています。現在、経産省さん、国交省さんが進めていただいていますので、その早期化をお願いしたいということでございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。ほかにご発言ご希望いらっしゃいますか、事業者の方。委員の氏名の公表の理由の、さらに何かあったら。特にないですか。レノバ、どうぞご発言ください。

○株式会社レノバ

レノバの木南でございます。この点、私ども、委員の名前の公表、賛成をさせていただいているんですけども、理由としては、現状の状態が、世の中からということだと思いますけど、ブラックボックスのような言い方をされていることが多いと思うんですね。結果について本当にきちんと審査されたのだろうかという疑念を持つ人が一定程度いたというのが事実かと思っていて、そういうことはないと思うので、公表いただくと、つまり審査の結果について信頼性が上がるという効果があって、納得感が生じるんじゃないでしょうか。そういう理由から、公表されるのが好ましいのかなと思っています。

○山内座長

ありがとうございます。清宮先生、いかがですか。

○清宮委員

特に私からの意見はありません、このことに関して。どういう意見があるかということだけ知れば結構です。

○山内座長

なるほど。ありがとうございました。

三菱商事、どうぞ。

○三菱商事エナジーソリューションズ株式会社

ありがとうございます。岩崎でございます。先ほど祓川さんのご説明、まさしく私ども賛同いたします。セントラル方式がやはり目指していく方向だと思いますので、今、早期実現評価のところで、今のままですとセントラル方式と相反する行動が起こってしまう気がします。危惧します。

従いまして、例えばこういった評価をする案件としては、海域としてはこれとこれとこれというふうに限定をする。この案件以降は、この案件はセントラル方式でやるのだということとをきっちり区別をしないと、あるとき、この案件が途中から、皆さん海域入ったのにセントラル方式になっちゃったとかといった不幸なことが起こることを危惧します。以上であります。

○山内座長

ありがとうございます。原田委員のご質問、ちょっと簡単に繰り返していただけますか。

○原田委員

私は3点申し上げました。既に前の2つについてはお答えいただいておりますけれども、1点目は、複数区域の同時公募においての制限については、これはセントラル方式に行くまでの、要は、いつ、どの海域がラウンドに入ってくるか分からないというところに大きな問題があるのではないかと考えればよろしいんじゃないかというのがご質問で、それについてお答えいただいたと思っております。

港湾整備について、特に複数のラウンドで同一港を使うような場合のいろんな問題点について教えていただきたいという、これも祓川さまからもう既にご回答いただいています、ほかのご意見があればぜひと思います。

3つ目は、協議会の在り方、それから、漁業者ですとか地域の声をちゃんと反映するというのは非常に重要であるものの、今ご提案をされている知事意見の反映と協議会の役割分担であるとか、あとは、今の協議会における問題点のようなものを感じていらっしゃる、ぜひ教えていただきたいということで申し上げたところです。

○山内座長

これについて、風力発電協会、どうぞ。

○一般社団法人日本風力発電協会

まず1番目でございます。先ほど三菱商事さんのほうからお話もありましたように、やはりセントラル方式にするまで今回の制限を短期間で実施するということなんですが、原田委員からご指摘があったように、この海域については過渡期の対応をする。これ以降の対応については、これ以降の区域についてはセントラル方式にするというような、全体的な骨格を国として示すべきだと思います。そうすることによって海外の事業者等が参入しやすいということになりますので、こういう観点での公表が必要だと私は考えます。

それから、港湾の問題ですけど、先ほどの問題をもう少し整理いたしますと、例えば第1ラウンドでは運転開始日が2028年9月、2028年12月、2030年12月ということになっています。そうすると、通常でいきますと、その年およびその前年も港湾を使うということになります。さらに港湾の整備等があった場合には、運開から半年ぐらいはさらにその港を使うということが考えられます。そうすると、この第1ラウンドの事業者が実施するという工程を確定した場合、現実問題として2030年度末までに5.7GW実施するというのがなかなか難しい話になる。常識で言うと、同じ港湾については、第1ラウンドの後に第2ラウンド、第3ラウンドで選定された事業者が利用するという形になる。

従って、ここをきちっと工程を確定して、さらに短期間で進められる方法を各事業者に考えていただくということが重要なので、協会としては、事業の早期、迅速性について40点という提案をしているというようなことでございます。

協議会については特に意見はございませんが、今回事務局案で提示していただきました漁業関係者、それから自治体、ここら辺の意見がないがしろにされたのではないかというような話も一部出ていますので、ここら辺はきっちりやっていただかないと、やはり選定された事業者が事業を実施するには、いろんな試練というか、ハードルを乗り越えなきゃいけないという問題点がありますので、ここら辺はもう少し明白にしていくということで、協会としては、ヒアリングをきちっと実施して、評価をし、それを反映させるということをお願いしているような状況です。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。住友商事、どうぞ。

○住友商事株式会社

ありがとうございます。住商の水無瀬です。落札制限とコンソーシアム組成の制限が短期的なのか長期的なのか、あるいはセントラル方式になってからでもどうなのかという原田先生のご意見なんですけれども、われわれとしては、やはり落札制限やコンソーシアム組成の制限というのは、現状でも、のセントラル方式になっても、いったんそういう制限を、特に落札制限の場合は、付けるなら同じじゃないかなと思っています。

今付けて、セントラル方式になったからその制限は外すというのではなくて、付けるんだったら付けっぱなし、付けないんだったらもうずっと付けないということなのかなと思っています。

コンソーシアムの制限に関しても、セントラル方式になったから、その制限はやはり同一ラウンドでは同じコンソーシアムなのかというのも、これも違うのかなと思っています。既に開発を始めているとかそういうことももちろんありますけれども、やはり各社各様に、やっぱり海域に対するインタレストというのは異なっていますので、同じコンソーシアム企業が全て同じ案件に興味を持つかというのは、これはまた違うと思うんですね。同一ラウンドで、例えば北海道にご興味がある企業さんと九州の海域に興味がある企業さん、これ、全部のコンソーシアムでかち合ったらどうするのか、結局両方出られないというような事態にも陥りますので、やはりセントラル方式になっても、長期的に考えても、コンソーシアムの制限は付けないほうがいいんじゃないかなと考えております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次はレノバの木南さんですね。時間の関係がありますので、木南さんで一応切らせていただいて、次に進みたいと思います。あ、岩崎さん。じゃあ、まず木南さんで、簡単にお問い合わせいたします。

○株式会社レノバ

すみません、協議会のことで1点でございます。これもやはり地方から見たほうがいいのかと思っています。第1ラウンドで、例えば迅速性を評価してほしいとある海域で地元がおっしゃった。また、漁業者としては具体的な共生策のあるところ、早く漁業共生策ができることをお願いしたいような発言があった。ただ、結果として見ますと、そういったところが一体本当にどこに評価されたのかというような気持ちを地元の方が持っておられるというのが今起こっていることだと思っています、やはり具体的に公募が始まる手前で、せっかく協議会意見を聞かれたわけなので、この点とこの点は加点をしますだとか、特に配慮して評価をしますといったことを宣言をして、その情報を各社が持った上で公平な公募を戦うということがないと、地元意見に反映した公募計画は今後出てこないのかなという気がしておりますので、その反映の在り方ですね。地域によってやはり要望が違うと思っていますので、それを取り入れる仕組みは具体化していただくのが必要だと、こんなような観点で申し上げました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。じゃあ、三菱商事岩崎さん、簡単をお願いいたします。

○三菱商事エナジーソリューションズ株式会社

ありがとうございます。いまの木南社長さまの言葉とかぶります。協議会のところで、やはり事業者の予見可能性、それから地元からの予見可能性、こちらを担保していくという観点から、公募の開始前にある程度の、こういうことをすれば事業者と占用計画をこういうふうにつくっていく、一緒に洋上風力をつくっていくということを、あらかじめ協議会の中でももう少し具体的に取り決めをしていくということが、お互いにとってよいのではないかと思います。いろんな事業者が、われわれを含めてですけれども、公募前にコンタクトしている、それがさまざま違うことがあって、事業者が決まってから地元が一定程度揺り戻しがあるというようなことがあると思いますので、そこら辺りを事前に公募の手前で決めておくということが大事かなと思います。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは、最初にご発言いただいた先生方、委員の方については以上とさせていただきます、ご発言のない委員の方いらっしゃいましたら、何かありましたらお願いをいたします。あと、來生先生、最後にまた講評お願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

まずは、加藤先生ですね。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員

ありがとうございます。私は、この分野の専門家ではないので、大変勉強になりました。お話を伺っていると、セントラル方式が採用されるまでの過渡的なルールとして今回議論するのか、そうではなくて、セントラル方式への採用を念頭に置いて今回のルールを議論するのかというのは、非常に本質的な問題のような気がしました。そういう意味で言うと、セントラル方式への移行をいつだと想定、もしくは希望されるのかということについて、ある程度何か議論しておく必要がありそうです。もし何か想定されている期間とか、もしくは希望される期間があるということであれば教えていただければと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。あと、中原委員、どうぞ。

○中原委員

ありがとうございます。中原でございます。関係行政機関の長との調整能力についてです。今日ご説明いただいた中では、J E R Aさん、それから九電みらいエナジーさん、東京電力さん等が、知事との評価について、その基準等について明らかにしてほしいという、開示していただきたいという希望が出されていました。

ほかの事業者さんは、知事の意見聴取等、判断等についてはどのようなお考えであるかお聞かせいただければありがたいです。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。大串委員、何かありますか。

○大串委員

ありがとうございます。先生方がもうかなり発言されていますので、私からは1点だけです。海外の事業者の方たちが、今、ヨーロッパで非常に環境に配慮した発電方式が再度注目をされるようになって、部材の調達等含めて、サプライチェーンを日本でなるべく構築していかれるためには、1メガでは難しいみたいなお話があったと思いますけれども、大体何メガぐらいを理想と想定されているのか、もし事業者の方でお話があるようでしたら教えていただきたいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。お三方から質問出ましたが、風力協会、どうぞご発言ください。祓川さん。

ミュートになっています。

○日本風力開発株式会社

すみません、日本風力開発の塚脇ですが。

○山内座長

失礼しました。風力開発のほうですね。失礼いたしました。どうぞ。

○日本風力開発株式会社

公募のサイズという意味でございますが、私どもが風車メーカーと話をしておりますと、1ロットの発注で1GWを超えてもらいたい。それ以下については後回しになると言われております。従いまして、大串委員のご質問でございますけれども、ウクライナのロシア侵攻の後には、さらにサプライチェーンがヨーロッパでもずたずたになっていまして、ヨーロッパの既に受注しているものを確保して生産するのがいっぱいいっぱいになっていると聞いております。従って、例えばベスタスでありますと、ベスタスに1GW、ジーメンズに1GW、GEに1GW以上の発注がなければ、まともなサプライチェーンを日本でつくろうという動きにはならないと思います。それは1回の公募につきという意味でございます。従って、公募のサイズを上げたほうがいいのではないかというのが私の意見でございました。

○山内座長

ありがとうございます。それでは祓川さん、どうぞ。

○一般社団法人日本風力発電協会

今の大串委員のご意見、メガワットサイズというお話ですけど、ヨーロッパでは一昨年で1プロジェクト800メガワットぐらいのプロジェクトが建設し終えて、グリッドにつなぐ、すなわち、もう発電しているということですね。現在開発中の案件というのは1GWとか2GWとか、大きいやつは4GW、5GWというような話で、私の説明させていただいた資料の2ページのところにも記載しておりますけど、直近の入札があったスコットランドでは17プロジェクトで25GWになっています。ということは、平均1.5GWです。ですから、そのぐらいの規模感が現在世界では動いているということなので、1GWというのは最低

レベルのサイズと考えております。

それから、加藤委員からセントラル方式はどのぐらいの期間で考えるのかというお話ですが、協会としては、今から3年以内に全ての案件がセントラル方式に移行できればということと考えていますが、今、経産省、国交省さんのほうでも、同じような工程で進めていただくような感じになっているというふうに理解しております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。そのほかに発言のご希望ありますか。先ほどは中原委員から地方との調整能力の話も出ましたけれども。三菱商事の岩崎さん、どうぞ。

○三菱商事エナジーソリューションズ株式会社

ありがとうございます。私どもも、知事の意見を、こちらを明らかにするということで、評価の明らかになることについては非常に賛成でございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。そのほかご発言ご希望いらっしゃいますか。日本風力発電、ご発言、どうぞ。

○日本風力開発株式会社

日本風力開発でございます。

○山内座長

失礼しました。風力開発。

○日本風力開発株式会社

知事の意見について基準を設けていただくというのは賛成でございます。

一方で、実質的に事業を行うに当たりましては、その基礎自治体の長の了解事項というものも多数ございますので、知事のみならず、基礎自治体の首長さんの意見も、何らかの基準を設けてヒアリングしていただくことが望ましいかと考えております。以上です。

○山内座長

はい。失礼いたしました。次はレノバの木南さんですね。どうぞ。

○株式会社レノバ

すみません、今、既に塚脇社長からご意見あったので重なっているんですけども、失礼しました。やはり知事がご評価される評価軸が事前に明確になるということが事業者としては大事だと感じておりまして、そこに出てくる協議会意見は、市町村や漁業者など地元の事業関係者が意見を述べられておりますので、その意見を知事評価の際の軸に使うといったことが一案なのかなと感じております。そのような制度になればよいのかなと考えた次第です。すみません、重なっておりました。

○山内座長

ありがとうございます。次、九電みらいエナジーの水町さんですね。どうぞ。

○九電みらいエナジー株式会社

加藤先生のほうからございましたセントラル方式に関してですけれども、事業者からし

てみますと、できるだけ早く移行していただきたいというのが山々のところでございますけれども、もう一点、やはり議論の中でもありましたように、どこの区域をセントラル方式にするんだというのを早めに提示していただければ、われわれとしては予見性を持って動くことができますので、そういった点をご配慮いただければと思っております。

○山内座長

ありがとうございます。次は東電R Pの井上さんです。どうぞ。

○東京電力リニューアブルパワー株式会社

井上です。1点、知事意見についてですが、補足です。私どもも開示をお願いしたんですけど、この真意としては、価格点と点非価格が1:1になるという意味では、非価格点の要素となり得る知事意見の前提が分かっていたほうが、より価格点と同水準になりやすいということ踏まえて開示をお願いしてございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次、大林組の吉田さんですね。どうぞ。

○株式会社大林組

大林組でございます。私も、知事の評価基準については、事業者の予見可能性という点から賛同いたします。複数ご指摘あったとおりでございますけれども、当然知事のほうも基礎自治体と意見交換をしながら意見を出されていると思いますので、基礎自治体のほうとの意見交換についても当然していただけると期待しているところでございますので、その点についても賛成でございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。まだあろうかと思えますけど、そろそろ時間の問題がございしますので、質疑についてはこの辺で終了させていただきます。

まず、事務局から何か全体を通じて補足等あればご発言願いますが、いかがでしょうか。

○石井室長

どうもありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内座長

はい、聞こえています。

○石井室長

すみません、ちょっとハウリングしていますので、少々お待ちください。

ありがとうございます。いろいろとご指摘いただきました。事務局のほうから補足で幾つか説明をさせていただきます。

まず、セントラル方式ですけれども、現在、制度構築に向けて調査、それから実証事業を進めております。先ほどJ W P Aさんからもありましたけれども、J W P Aさんにも入っていただきながら、調査項目のスペックなどを整理しております。

セントラル方式ですけれども、現在J O G M E C法を改正して、2023年度、来年度から具体的な調査に取り掛かれるようにということで準備を進めております。調査の実施に当

たりましては、当然のことですけれども、地元の利害関係者の合意などが必要ですので、その上で調査を一、二年間ほど実施して、さらにセントラル制度の下での区域指定、公募に至るという流れと考えております。

また、それから、第1ラウンドでは、当然知事意見を最大限尊重して取り組んでまいりました。各区域において協議会を組成しておりますけれども、この協議会については漁業関係者のみならず、都道府県、それから市町村の基礎自治体なども含まれております。各地域でこの協議会において取りまとめ文書を作成しておりますけれども、その取りまとめの中では、例えば騒音といった観点から、住宅から何メートルの範囲には風車を設置しないとか、それから海の深さが何メートルよりも浅いところについては設置しないとか、あとは、漁業への影響を勘案して工事を実施しない時期、そういったものを明記しております、選定事業者に求められる内容を明確にしたものになっています。選定事業者においてこれを踏まえていただくのが再エネ海域利用法にも明記されているというところでございます。

前回の洋上ワーキング合同会議でお示した評価の見直し案では、知事意見策定の際に、こういった漁業関係者、当然基礎自治体も含まれますけれども、そういった利害関係者の方々に、実際、提案内容を見ていただいて、それで知事意見策定の際の、まさにその評価の内容に資するような、そういったコメントをいただくような場を設けていってはどうかということをお示した次第です。私からの補足、説明は以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは大体、全体、これで終了ですが、來生先生、何か全体について総評いただければと思いますけれども。

○來生委員

來生でございます。まず、ある意味で当然と言えば当然ですけれども、民間の企業の方のご意見、多様なだなということを改めて感じました。多様な今日のご発言の中で、既に委員会の中でもいろいろ取り上げて議論している視点もあるし、それから、あまり今まで議論の対象にしてこなかった論点もあるように思いました。

1つなかなか難しいと思うのは、例えば不可抗力についてペナルティーを科さないというようなこと、これは私、法律をやっておりますので、それはわざわざ書かなくても当然かなという感じでしたのですけれども、そういうことを公表するガイドラインのようなもので、書き込むということも大事なかもしれないと感じた、それは1つの例でございます。

結局、今日のご意見をいろいろいただいたことを、これからの委員会の意見にどう生かすかということですが、事務局へのお願いは事務局があつて委員会があるという構造の下で、今までの議論の立て方というのは、基本的に公の視点といいますか、行政的な視点からいろいろな現象を見て論点整理をしてきている。それはそれである意味当然ですけれども、本日いただいた民間の企業からの視点ということで、今までの論点というものをもう一度きちんと整理をし直すことが大事かなということを感じたのが大きな第1点でございます。

それから、これは九電みらいエナジーさんからのご説明の中にあつたと思いますが、今ま

での手続きの中でどうも説明機会が十分に与えられていないというご発言があったと思いますが、多くの方がそう考えておられるとすれば、今後の手続きといたしますか、各地域での手続きの在り方のに、今日のご指摘をどう配慮していくかが大事だろうと考えたと、これが大きな第2点でございます。

それから、最後、基地港湾についていろいろご発言をいただきました。これは現在国交省のほうでも、基地港湾の整備の在り方ということについての検討をいろいろ進めているわけでありまして。これまでも、ある種の想定を入れながらいろいろな議論をしてきたけれども、それが十分かどうかということについて、提起された問題に十分に対応できるものになっているかどうかということ、これからきちんと検討していく必要があると認識をいたしました。私のほうからは、本日の全体の印象ということで、以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。ラップアップしていただきましてありがとうございます。

私も、今日多様な意見が出たということで、またこれを皆さんと議論をして、評価の考え方についてまとめていきたいと考えております。本日のところはこの辺で終了とさせていただきます。非常に長い間ご熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

何か事務局ありますか。

○石井室長

すみません、1点だけよろしいですか。

○山内座長

はい。

○石井室長

ちょっと配点の考え方のところで、事業リスクとして、運転開始まで至れるかどうかというのが大きな観点かなということで前回配点案をお示ししたんですけれども、その点を重視して評価する配点にしていますけど、今回、運転開始に至るまでよりも運転開始以降をより重視すべきという考え方が何社からか示されましたけれども、これ、事業実施期間に占める期間の長さ、安定供給の重要性以外に何らか合理的、具体的な意見があれば、最後にちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども、座長、よろしいでしょうか。

○山内座長

結構ですよ。どなたか、これは事業者の方でご発言ご希望いらっしゃいますか。どうぞ、風力開発株式会社。

○日本風力開発株式会社

日本風力開発でございます。風力発電事業という点におきましては洋上も陸上も同じだと思っておりますけれども、建てるまでよりも建てるからのほうが日々の不具合等につきましては非常に多々出てくるものでございまして、それにどう対処するのかということが、建てるまではキロワットをつくるわけなんですけど、建てるからキロワットアワーの戦いが始まり

ます。キロワットアワーをつくるというのがこの国の目標だと思っておりますので、そういう意味では、つくった後どうするのかということについてきちんと審査していただくことが必要かと考えております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。九電みらいエナジーの水町さんですね。

○九電みらいエナジー株式会社

水町でございます。私どもの説明の中でもちょっと発言させていただきましたけれども、やはり洋上風力は、造るまでのフェーズと造った後の運用のフェーズで2つあると思っております。造るまでのフェーズのところは今ご議論いただいているような内容でかなりの部分網羅できているかと思うんですけども、事業期間を通して安定して発電していくという観点を、もう少しウエートを置いていいんじゃないかと思っております。

これは私どもが陸上風力をやっている経験から、やはり運転開始しますといろんなトラブルが出てきますけれども、そのトラブルにしっかりと対処しながら、できるだけ稼働率高くしていく、発生電力を多くしていくということが大事だと思っておりますので、この点の評価をもう少し上げていただければいいんじゃないかと思っております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。住友商事の水無瀬さんですね。どうぞ。

○住友商事株式会社

すみません、ちょっと反対側のご意見が今日出なかったもので、私どもの考え方としては、ちょっと違う考え方を1つご提示させていただきたいと思えます。

われわれとしては、もちろん運開、完工以後の事業期間のほうが長いので、それ以降のオペレーション&メンテナンスの重要性、これはもちろん大事だと思いますけれども、やはりこれだけ巨大な洋上風力発電所、建設期間中のリスクというのがやっぱり操業期間中のリスクよりも、期間は短いですが、リスクとしてはかなり大きなリスク、コストオーバーランであったり、納期であったり、そもそも完成させられるかどうかというリスクということを考えますと、やはり評価という意味では、完工させるまで、建設期間中に重きを置く評価というのは妥当ではないかなとわれわれは理解しています。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は東電R Pの井上さんですね。

○東京電力リニューアブルパワー株式会社

井上です。今ほど住友商事の水無瀬さまのほうからご意見ございましたが、私は事業期間でどちらがということではないと思っております。私どもも、風力に限らずほかの発電所も多く建設してございますが、やはり建設というところは非常にリスクが高いというところは評価されるべきだと思いますし、併せて運転期間もそれ相応の評価をということだと思っております。欧州においても、やはり建設期間を過ぎるとかなりリスクが下がったという評価で、ファームダウン等が行われていることを考えますと、そういったところに準じた評

価、逆に言うと、そのバランスが大きく崩れるような評価というのはどうかと考えてございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。風力発電協会の祓川さん、どうぞ。

○一般社団法人日本風力発電協会

祓川でございます。基本的にいろんな意見があると思いますけど、やはり期間の長さという観点からすると、きちっと事業を運営して、きちっと発電して、地元の皆さんと融和的にその事業期間を過ごしていくということが重要だという考え方からすると、やはりオペレーション&メンテナンスについての配点に重きを置くべきというのが自然の流れかなと思います。私、約 25 年ぐらいこの風力発電業界に携わっておりますけど、この業界の中で、やはり建てたはいいけれど事業から撤退した会社も幾つもございます、地元にとっては大変な問題になっています。やはり大きい事業をやるのには、地元の理解を得て、地元で喜ばれる事業形態にするということからすると、オペレーション&メンテナンスをきちっとできる体制をつくらない事業者は選ばれるべきではないと私は思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。三菱商事の岩崎さん、どうぞ。

○三菱商事エナジーソリューションズ株式会社

ありがとうございます。私どもは、やはり住友商事さま、あと、東京電力リニューアブルパワーさまと同じ考えでございます、オペレーション&メンテナンスの期間を含めてきちんと地元で根を下ろして、地元と共生しながらやっていくことは事業の前提だと思っております。その上で、事業権ということ、入札ということでやることで考えますと、やはりリスク濃度がより高い、そもそも運転開始ができるのかということ、陸上用風力と技術も含めて若干違う考え方である洋上風力においては、やはり、より初期の、きちんと完成させて運転開始へ持っていけるかということ、より比較的、相対的に重きを置いて評価をすることが、そもそもの 20 年、30 年の事業の安定的な可能性、持続可能性ということに担保するものになると思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。大林組の吉田さん、どうぞ。

○株式会社大林組

大林組でございます。私どもとしましては、事務局のほうのご指摘もあつたとおり、電力安定供給のところも含めて評価されているということもあると考えておりますし、そもそもどういった風車を選ぶのか、あるいはどういったメーカーを選ぶのかといったところも大きな話だということもございますので、現行のとおり、あるいは、明確にするのであれば、事業計画の実行面と安定供給と 2 つ分かれておりますけれども、例えば初期の部分で 20 点で、運転開始以降で 20 点というような配点でもあるのかなと思いますが、いずれにしても、その初期の部分が低く評価されるというのは賛成できないと考えております。以上でござ

ざいます。

○山内座長

ありがとうございます。J E R Aさん、どうぞ。

○株式会社J E R A

弊社としては、建設期間中のリスクは非常に高いと認識しているものの、運転期間も非常に長い事業でございますので、ほぼ同等に評価するのが適切かなと考えてございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。室長、よろしいですか。

○石井室長

はい、大丈夫です。どうもありがとうございました。

3. 閉会

○山内座長

どうもありがとうございました。それではちょうど時間というところでございますので、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。最後までご協力いただきましてどうもありがとうございました。

○一同

どうもご苦労さまでした。

○一同

どうもありがとうございました。